

# 案

## レストラン業務運営委託契約書

一般財団法人京都府民総合交流事業団（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）として、甲乙両当事者は、次のとおりレストラン業務運営委託契約を締結する。

### （業務の範囲）

第1条 甲は、以下に定める条件で、次の業務を乙に委託するものとする。

- (1) 京都府民総合交流プラザ（以下「京都テルサ」という。）内のレストラン、会議室等（以下「レストラン等」という。）における飲食の提供に関する業務（以下「委託業務」という。）
  - (2) レストラン運営仕様書に記載されている業務内容
  - (3) その他甲が指示する事項
- 2 当該委託業務を円滑に実施するため、甲は乙に別紙に定める施設を使用させるものとする。
- 3 乙は、施設等を委託業務以外の用に供してはならない。

### （業務の運営）

- 第2条 乙は、その業務の運営に当たり、京都テルサの設置の目的に沿うことを旨とし、この契約の定めるところに従い、懇切かつ誠実に運営し、常に利用者に対するサービスの向上に努めるものとする。
- 2 甲は、前項の運営に関し、この契約に定められたもののほか、必要な事項について指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。

### （委託の経費）

- 第3条 第1条に定める委託は、無償とする。
- 2 レストラン等の運営に要する費用は、乙が負担するものとする。
  - 3 レストラン等の運営により生ずる収入は、乙に帰属するものとする。

### （施設使用料等）

- 第4条 施設等の使用料相当額として、月額300,000円（税込）、また税抜月間売上3,600,000円以上の売上金の . %に消費税相当額を加算した金額を甲に支払うものとする。
- 2 乙は、別途定めるところにより、電気、ガス、水道、電話通信費等の使用経費を負担するものとする。
  - 3 売上金は、現金、掛金、クレジットその他客からの注文により生じた収入等を含むものとする。ただし、サービス料収入、配送料及び税金等の預り金を含まないものとする。

### （施設使用料等の支払）

- 第5条 甲は、各月終了後その月の営業料、使用経費を、乙に対して書面をもって請求するものとする。
- 2 乙は、前項請求書を受領した日から1か月以内に営業料、使用経費を甲に支払わなければならない。

(販売料金)

第6条 乙の販売価格は、京都市内の類似施設の料金を考慮して、適正に定めるものとする。

2 乙は、前項の価格を定めた場合は、事前に甲に報告しなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

(遵守事項)

第7条 乙は、業務の運営に必要な職員の確保及び処遇等については、利用者に対するサービス及び安全衛生管理に万全を期すよう責任をもって措置しなければならない。

2 乙は、レストラン等の運営に当たり責任者を置かなければならない。

(運営状況の報告)

第8条 乙は、業務委託の運営に係る収支関係帳簿、業務日誌その他必要な書類（以下「帳簿書類」という。）を整備し、その状況を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、委託業務の運営状況を各月終了後速やかに甲に報告しなければならない。

(調査及び指示)

第9条 甲は、委託業務の適正な運営を期するために必要があると認めたときは、業務の経理状況その他必要な事項について報告を求め、又は帳簿書類を実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲が委託業務の運営について改善する必要を認め、その方法等を指示したときは、これに従うものとする。

(施設等の維持管理等)

第10条 乙は、施設等を善良な注意をもって管理し、万一故障、き損、焼失又は亡失したときは、直ちに甲に届け出、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、施設等の模様替えなどを行い、若しくは物件を新規に補充し、又は委託部分に施設を設置（以下「模様替え等」という。）しようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

3 前項の模様替え等に対し甲が原状回復を指示したときは、乙は速やかにこれに従うものとする。

4 模様替え等及び原状回復に要する費用の一切は、乙が負担するものとする。

(非常措置)

第11条 乙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちに必要な措置を取るとともに、直ちに甲に報告の上、その対応について甲と協議するものとする。

- (1) 火災
- (2) 乙が提供した飲食物に起因する伝染病等の発生
- (3) その他緊急の措置を必要とする事故及び災害等

(防災対策上の措置)

第12条 乙は、甲の指導のもとに、消防法による防災計画の策定及び実施について適切な措置を取らなければならない。

(営業終了時の措置)

第13条 乙は、毎日の業務が終了次第、営業場所を整理整頓し、火気及び戸締まり等に遺漏のないことを確認の上、閉店しなければならない。

2 前項の措置は、京都テルサの閉館時間までに行うものとする。

(再委託の禁止)

第14条 乙は、委託業務の全部又は一部を請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、この契約を履行する見込みがないことが明らかとなったとき。
- (2) 乙が、正当な理由なくして契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (5) 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、使用物件を現状に回復し、速やかに退去しなければならない。
- (6) 甲は、乙が前項の義務を怠ったときは、自ら現状に回復し、これに要した費用の償還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、次の各号の一に該当し、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。

- (1) 前条第 1 項各号の一に該当する事由が生じたとき。
- (2) 故意又は過失により使用物件をき損又は紛失したとき。
- (3) 利用者が乙の責めに帰すべき事由に起因して病気にかかったとき。

(契約期間)

第 17 条 この契約は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間その効力を有する。ただし、この契約は、期間満了の日の 3 か月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がなかったときは、その後 1 年に限り更新されるものとし、その後の更新については改めて協議する。

(残務の整理)

第 18 条 第 15 条及び前条の規定によりこの契約が終了し、又は解除された場合は、甲乙の協議に基づき残務を処理するものとし、この残務の処理に要する一切の費用は乙が負担する。

(秘密の保持)

第 19 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 20 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(関係法令の遵守)

第 21 条 乙は、この契約を利用する当たり、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働契約法、食品衛生法その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(契約の変更)

第 22 条 この契約の有効期間中であっても、甲乙双方が協議の上、この契約を変更することができる。

(契約外等の事項)

第 23 条 この契約上に疑義が生じた場合又は特段の定めがない事項については、甲乙双方が協議の上、処理するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両当事者記名捺印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都市南区東九条下殿田町 70 番地  
一般財団法人 京都府民総合交流事業団  
理 事 長

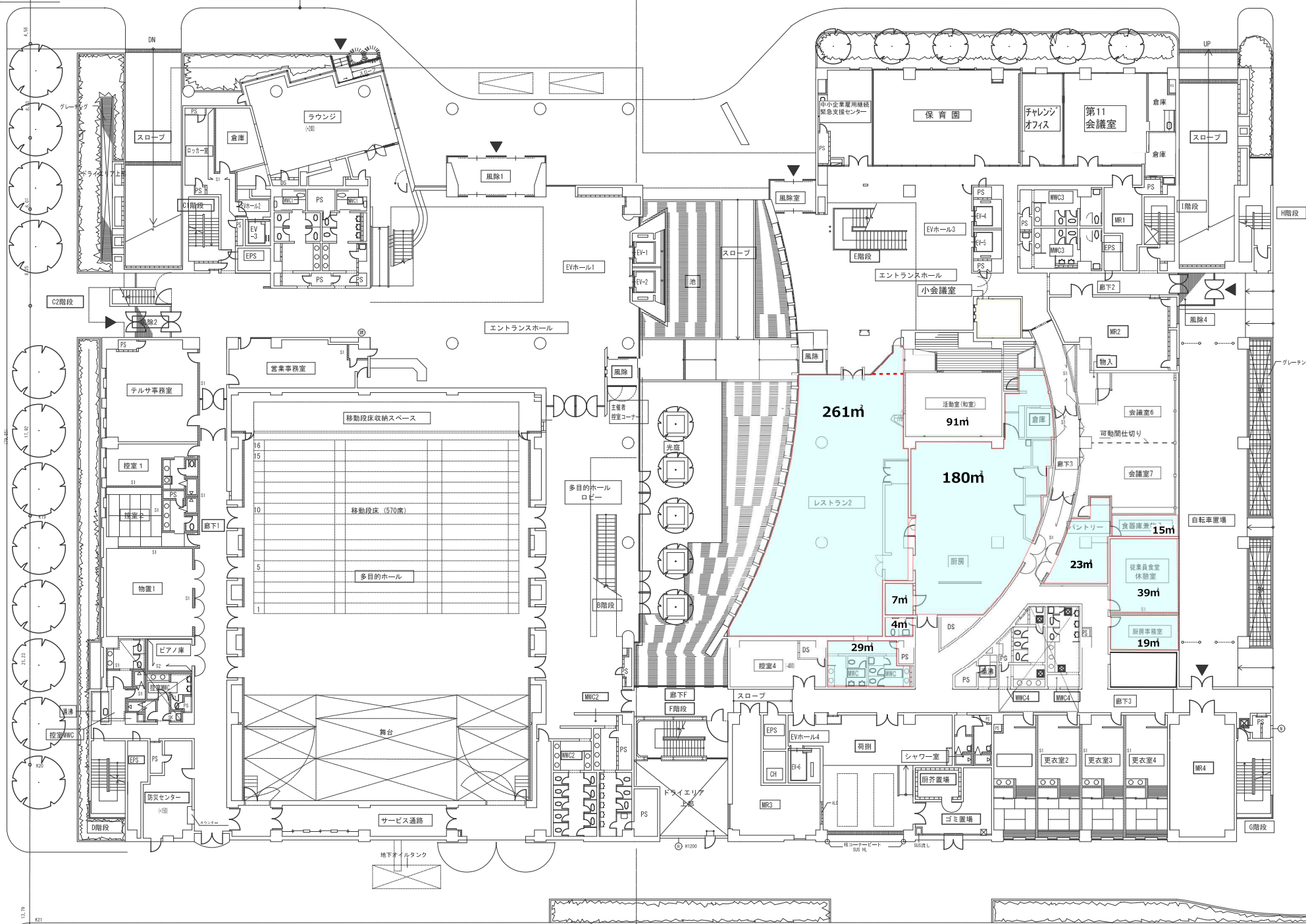
乙

西館 1階

東館 1階

別紙

合築部分 ← → 併設部分



31.14

07.30

08.04

西側防通  
道路幅員9.0M

真北

11.79  
K21

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及びき損の防止に関する措置を講じなければならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(運搬)

第8 乙は、この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記載された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、き損及び滅失を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(資料等の返還等)

第9 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、その契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(従事者への周知及び監督)

第10 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中はもとより退職後においても、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(取扱い状況の報告及び調査)

第11 甲は、必要があると認めるときは、この契約による個人情報の取扱いの状況について、乙に報告させ、又は随時実地に調査することができるものとする。

(指示)

第12 甲は、この契約による個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。